

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-221879

(P2004-221879A)

(43) 公開日 平成16年8月5日(2004.8.5)

(51) Int.Cl.⁷

H04L 12/66

F 1

H04L 12/66

テーマコード(参考)

H04L 12/46

H04L 12/46

5K030

H04L 12/56

H04L 12/56

5K033

100Z

審査請求 未請求 請求項の数 27 O L (全 23 頁)

(21) 出願番号

特願2003-6015 (P2003-6015)

(22) 出願日

平成15年1月14日 (2003.1.14)

(71) 出願人

松下電器産業株式会社

大阪府門真市大字門真1006番地

(74) 代理人

100098291

弁理士 小笠原 史朗

(72) 発明者

濱本 望絵

大阪府門真市大字門真1006番地 松下電器産業株式会社内

(72) 発明者

古門 健

大阪府門真市大字門真1006番地 松下電器産業株式会社内

F ターム(参考) 5K030 GA15 HA08 HC01 HD03 HD09

JA11 KA05 LC15 MA06 MD09

5K033 AA08 CB09 DA06 DB12 DB18

EC03

(54) 【発明の名称】通信方法、通信プログラムおよび中継装置

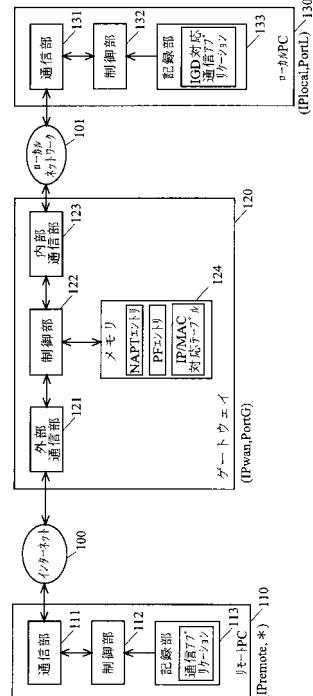
(57) 【要約】

【課題】通信経路に関する情報の設定を、ユーザが手動で行うのではなく、ゲートウェイが通信を行う際に自動的に行うことができる通信方法を提供することを目的とする。

【解決手段】ゲートウェイ120は、インターネット100とローカルネットワーク101との境界に配置されている。ローカルPC130は、リモートPC110とパケット通信を行いたい場合、ゲートウェイ120にNAPTの設定を要求する。ゲートウェイ120は、当該NAPTの設定要求があった場合、パケットの通過および破棄を定義したパケットフィルタ(PF)エントリを作成する。ゲートウェイ120は、PFエントリに基づいて、ローカルPCへのパケットの通過および破棄を判断する。

【選択図】

図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

複数のネットワークの境界に配置されている中継装置において、任意の第1のネットワークから任意の第2のネットワークへ向けて送信されたパケットの通過を制限するための方法であって、

前記第2のネットワーク内に存在する任意の通信端末から前記第1のネットワーク内に存在する通信端末との間のアクセスに関連する情報が前記中継装置に入力された場合、当該アクセスに関連する情報から把握される前記第1および第2のネットワーク間の通信経路を解釈し、少なくとも当該通信経路を確保し得るパケット通過条件情報を前記中継装置が作成するステップと、

前記第2のネットワーク内の通信端末からパケットが送られてきた場合、前記通過条件情報に基づいて、当該パケットの通過可否を前記中継装置が判断するステップと、

前記通過可否の判断に基づいて、前記第2のネットワーク内の通信端末からのパケットを前記中継装置が通過あるいは破棄するステップとを備える、通信方法。

【請求項 2】

前記通過条件情報を前記中継装置が作成するステップでは、前記アクセスに関連する情報を入力した通信端末から通知されるパラメータに基づいて通信経路を解釈し、必要に応じて、前記第1のネットワーク内に存在する通信端末から情報を取得することによって、前記通過条件情報を作成することを特徴とする、請求項1に記載の通信方法。

【請求項 3】

前記通過条件情報を前記中継装置が作成するステップでは、さらに、前記パラメータで指定されているポート番号宛への最初のパケットの送信元を、前記第2のネットワークと交信可能な通信端末として、前記通過条件情報を作成することを特徴とする、請求項2に記載の通信方法。

【請求項 4】

前記通過条件情報を前記中継装置が作成するステップでは、さらに、前記パラメータで指定されているポート番号を参照して、前記第2のネットワーク内に存在する任意の通信端末が交信相手を限定しているか否かを判断し、その判断結果に基づいて、前記通過条件情報を作成することを特徴とする、請求項2に記載の通信方法。

【請求項 5】

前記アクセスに関連する情報を入力した通信端末が、前記第2のネットワーク内に存在する自端末以外の通信端末について、アクセスに関連する情報を入力してきた場合、前記通過条件情報を前記中継装置が作成するステップでは、さらに、前記アクセスに関連する情報を入力した通信端末が、自端末以外の通信端末の通信経路を指定できる権利を有しているか否かを判断して、当該権利を有している場合のみ、指定された前記自端末以外の通信端末に関する通過条件情報を作成することを特徴とする、請求項2に記載の通信方法。

【請求項 6】

前記通過条件情報を前記中継装置が作成するステップでは、さらに、前記アクセスに関連する情報を入力した通信端末が、自端末についての通信経路を指定してきた場合のみ、通過条件情報を作成することを特徴とする、請求項2に記載の通信方法。

【請求項 7】

さらに、通信経路が確保されている前記第2のネットワーク内の通信端末が通信不能であるか否かを前記中継装置が判断するステップと、

当該通信端末が通信不能であると判断された場合、当該通信端末に関する通過条件情報を前記中継装置が削除するステップとを備える、請求項1に記載の通信方法。

【請求項 8】

さらに、一定時間が経過したら前記通信条件情報を前記中継装置が削除するステップを備える、請求項1に記載の通信方法。

【請求項 9】

10

20

30

40

50

さらに、通信経路が確保されている前記第2のネットワーク内の通信端末が再起動したか否かを前記中継装置が判断するステップと、

当該通信端末が再起動したと判断された場合、当該通信端末に関する通過条件情報を削除すべきか否かを前記中継装置が判断するステップと、

削除すべきと判断された場合、当該通過条件情報を前記中継装置が削除するステップとを備える、請求項1に記載の通信方法。

【請求項10】

さらに、通信経路が確保されている前記第2のネットワーク内の通信端末の運用状態を監視するステップと、

運用状態の監視結果に応じて、当該通信端末に関する通過条件情報を削除するステップとを備える、請求項1に記載の通信方法。 10

【請求項11】

前記運用状態を監視するステップでは、ARP(Address Resolution Protocol)、ping(Packet Internet Groper)もしくはDHCP(Dynamic Host Configuration Protocol)またはこれらの組み合わせによって、前記通信経路が確保されている前記第2のネットワーク内の通信端末の運用状態を監視することを特徴とする、請求項10に記載に通信方法。

【請求項12】

さらに、前記アクセスに関連する情報を入力した通信端末の運用状態を監視するステップと、 20

運用状態の監視結果に応じて、通信経路が確保されている前記第2のネットワーク内の通信端末に関する通過条件情報を削除するステップとを備える、請求項1に記載の通信方法。

【請求項13】

前記運用状態を監視するステップでは、ARP(Address Resolution Protocol)、ping(Packet Internet Groper)もしくはDHCP(Dynamic Host Configuration Protocol)またはこれらの組み合わせによって、前記アクセスに関連する情報を入力した通信端末の運用状態を監視することを特徴とする、請求項12に記載に通信方法。 30

【請求項14】

請求項1~13のいずれかに記載の通信方法をコンピュータ装置で実行するための通信プログラム。

【請求項15】

複数のネットワークの境界に配置されており、任意の第1のネットワークから任意の第2のネットワークへ向けて送信されたパケットの通過を制限しながらパケットを中継する中継装置であって、

前記第2のネットワーク内に存在する任意の通信端末から前記第1のネットワーク内に存在する通信端末との間のアクセスに関連する情報が入力された場合、当該アクセスに関連する情報から把握される前記第1および第2のネットワーク間の通信経路を解釈し、少なくとも当該通信経路を確保し得るパケット通過条件情報を作成する通過条件情報作成手段と、 40

前記第2のネットワーク内の通信端末からパケットが送られてきた場合、前記通過条件情報作成手段が作成した前記通過条件情報に基づいて、当該パケットの通過可否を判断する通過可否判断手段と、

前記通過可否判断手段の判断に基づいて、前記第2のネットワーク内の通信端末からのパケットを通過あるいは破棄する通過制御手段とを備える、中継装置。

【請求項16】

前記通過条件情報作成手段は、前記アクセスに関連する情報を入力した通信端末から通知されるパラメータに基づいて通信経路を解釈し、必要に応じて、前記第1のネットワーク 50

内に存在する通信端末から情報を取得することによって、前記通過条件情報を作成することを特徴とする、請求項15に記載の中継装置。

【請求項17】

前記通過条件情報作成手段は、さらに、前記パラメータで指定されているポート番号宛への最初のパケットの送信元を、前記第2のネットワークと交信可能な通信端末として、前記通過条件情報を作成することを特徴とする、請求項16に記載の中継装置。

【請求項18】

前記通過条件情報作成手段は、さらに、前記パラメータで指定されているポート番号を参照して、前記第2のネットワーク内に存在する任意の通信端末が交信相手を限定しているか否かを判断し、その判断結果に基づいて、前記通過条件情報を作成することを特徴とする、請求項16に記載の中継装置。 10

【請求項19】

前記アクセスに関連する情報を入力した通信端末が、前記第2のネットワーク内に存在する自端末以外の通信端末について、アクセスに関連する情報を入力してきた場合、前記通過条件情報作成手段は、さらに、前記アクセスに関連する情報を入力した通信端末が、自端末以外の通信端末の通信経路を指定できる権利を有しているか否かを判断して、当該権利を有している場合のみ、指定された前記自端末以外の通信端末に関する通過条件情報を作成することを特徴とする、請求項16に記載の中継装置。

【請求項20】

前記通過条件情報作成手段は、さらに、前記アクセスに関連する情報を入力した通信端末が、自端末についての通信経路を指定してきた場合のみ、通過条件情報を作成することを特徴とする、請求項16に記載の中継装置。 20

【請求項21】

さらに、通信経路が確保されている前記第2のネットワーク内の通信端末が通信不能であるか否かを前記中継装置が判断する通信不能判断手段と、

前記通信不能判断手段によって当該通信端末が通信不能であると判断された場合、当該通信端末に関する通過条件情報を削除する通過条件情報削除手段とを備える、請求項15に記載の中継装置。

【請求項22】

さらに、一定時間が経過したら前記通信条件情報を削除する通過条件情報削除手段を備える、請求項15に記載の中継装置。 30

【請求項23】

さらに、通信経路が確保されている前記第2のネットワーク内の通信端末が再起動したか否かを前記中継装置が判断する再起動判断手段と、

前記再起動判断手段によって当該通信端末が再起動したと判断された場合、当該通信端末に関する通過条件情報を削除すべきか否かを判断する削除判断手段と、

前記削除判断手段によって削除すべきと判断された場合、当該通過条件情報を削除する通過条件情報削除手段とを備える、請求項15に記載の中継装置。

【請求項24】

さらに、通信経路が確保されている前記第2のネットワーク内の通信端末の運用状態を監視する運用状態監視手段と、 40

前記運用状態監視手段の監視結果に応じて、当該通信端末に関する通過条件情報を削除する通過条件情報削除手段とを備える、請求項15に記載の中継装置。

【請求項25】

前記運用状態監視手段は、ARP(Address Resolution Protocol)、ping(Packet Internet Groper)もしくはDHCP(Dynamic Host Configuration Protocol)またはこれらの組み合わせによって、前記通信経路が確保されている前記第2のネットワーク内の通信端末の運用状態を監視することを特徴とする、請求項24に記載の中継装置。

【請求項26】

10

20

30

40

50

さらに、前記アクセスに関連する情報を入力した通信端末の運用状態を監視する運用状態監視手段と、

前記運用状態監視手段の監視結果に応じて、通信経路が確保されている前記第2のネットワーク内の通信端末に関する通過条件情報を削除する通過条件情報削除手段とを備える、請求項15に記載の中継装置。

【請求項27】

前記運用状態監視手段は、ARP(Address Resolution Protocol)、ping(Packet Internet Groper)もしくはDHCP(Dynamic Host Configuration Protocol)またはこれらの組み合わせによって、前記アクセスに関連する情報を入力した通信端末の運用状態を監視することを特徴とする、請求項26に記載の中継装置。 10

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、異なるネットワーク環境下に存在する端末間における通信方法に関し、より特定的には、ファイアウォールを介在させてアクセスを制限するための通信方法に関する。

【0002】

【従来の技術】

現在、CATV(Cable Television)やADSL(Asymmetric Digital Subscriber Line)、FTTH(Fiber To The Home)などの急速な普及により、端末からインターネットへの接続は、常時接続が当たり前になりつつある。常時接続可能なネットワーク環境では、外部からの不正アクセスや通信データの盗聴等を防止し、セキュリティを確保するために、ファイアウォールを設置することが必要不可欠となる。 20

【0003】

ファイアウォールは、一般的には、社内ネットワークなどのLAN(Local Area Network)とインターネットなどのWAN(Wide Area Network)との接続点、すなわち、ネットワークの境界部分に設置される。ファイアウォールは、通過するネットワークトラフィックを監視して、ルールに基づいた正当な通信のみを行えるようにして、不正な通信を検知する。 30

【0004】

ファイアウォールの種類には、IPヘッダに含まれている情報を元に通信を制御するパケットフィルタリング、アプリケーション層で通信を中継するアプリケーションゲートウェイ、各層からの情報を元にセッション単位でフィルタリングを行うステートフルインスペクション、TCPによって実現されるアプリケーション間の通信路(バーチャルサーチケット)で中継するタイプのサーチケットレベルゲートウェイなどがある。実際のシステムでは、これらを柔軟に組み合わせることによって、安全性の高いファイアウォールシステムを構築している。 40

【0005】

しかし、内部ネットワーク上の正当なユーザであっても、外部ネットワークから内部ネットワークのサーバへの通信経路が分からぬ場合、ファイアウォールが介在することによって、外部ネットワークから内部ネットワークへの接続を確保することができず、内部ネットワークのサーバにアクセスすることができない場合がある。

【0006】

このような状況を解決するため、ファイアウォールの設置された内部ネットワークのサーバへ、外部ネットワーク上のクライアントからファイアウォールを越えてアクセスすることを可能とするシステムが、特許文献1に提案されている。図8は、このような従来のシステムの構成を示す図である。

【0007】

図8に示すシステムにおいて、ディレクトリサービスサーバ901は、インターネット9 50

00の外部からアクセスしてきたクライアント902のユーザが、ローカルネットワーク903上の正当なユーザであるか否かの認証を行う。正当なユーザであると認証された場合、ファイアウォール904は、ファイアウォール兼中継サーバプログラム905を実行し、ディレクトリデータベース906を参照して、当該ユーザに対して予め設定されている通信経路に関する情報を取得する。ファイアウォール904は、当該通信経路に関する情報に基づいて、クライアント902のユーザがサーバ907へアクセス可能か否かを判断し、アクセス可能である場合、クライアント902とサーバ907との通信を中継する。

【0008】

【特許文献1】

特開平10-154118号公報(第8頁、第1図)

10

【0009】

【発明が解決しようとする課題】

しかし、上記従来のシステムでは、外部ネットワークから内部ネットワークにアクセスできるユーザの情報と、内部ネットワークにおける通信経路に関する情報とを、ディレクトリデータベース906に予め登録しておく必要がある。この登録は、ユーザが手動で行う必要があり、大変面倒である。

【0010】

それゆえ、本発明の目的は、通信経路に関する情報の設定を、ユーザが手動で行うのではなく、ゲートウェイが通信を行う際に自動的に行うことができる通信方法を提供することである。

【0011】

また、ファイアウォールの設定を自動で行おうとする場合、必要な情報が欠乏している場合があり、ファイアウォールの自動設定は、容易ではない。現在、ゲートウェイの設定を自動で行う方法がいくつか提案されているが、ファイアウォールの設定を自動で行う方法は、未だ存在しない。

【0012】

ゲートウェイの設定を自動で行う方法として、例えば、UPnP(Universal Plug and Play)フォーラムが規定したIGD(インターネットゲートウェイデバイス:Internet Gateway Device)の仕様(Internet Gateway Device:1 Device Template Version 1.01)で示されているものがある。

【0013】

当該仕様では、ローカルPCからIGDに対して、NAPT(Network Address Port Translation)の設定を自動で行う方法が規定されている。NAPTは、NAT(Network Address Translation)としてプライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとを対応付けると共に、通信ポート(以下、単にポートという)毎にプライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとを対応付ける。NAPTが設定されることによって、外部ネットワーク(インターネット)上の通信端末と内部ネットワーク(LAN)上の通信端末とのピア・ツー・ピア(peer-to-peer)通信がポートを介して可能となる。

【0014】

ところが、当該仕様では、ファイアウォールを設定するための方法については、規定されていない。したがって、UPnPの仕様を用いて、IGDが、ファイアウォールの設定に必要な情報をローカルPCから全て収集することができないこととなる。

【0015】

それゆえ、本発明のさらなる目的は、IGDの機能を持ったゲートウェイにおいて、ファイアウォールの通信経路に関する情報の生成に必要な情報を全て自動的に収集して、ファイアウォールの設定を自動的に行う通信方法を提供することである。

【0016】

30

40

50

【課題を解決するための手段および発明の効果】

第1の発明は、複数のネットワークの境界に配置されている中継装置において、任意の第1のネットワークから任意の第2のネットワークへ向けて送信されたパケットの通過を制限するための方法であって、

第2のネットワーク内に存在する任意の通信端末から第1のネットワーク内に存在する通信端末との間のアクセスに関連する情報が中継装置に入力された場合、当該アクセスに関連する情報から把握される第1および第2のネットワーク間の通信経路を解釈し、少なくとも当該通信経路を確保し得るパケット通過条件情報を中継装置が作成するステップと、第2のネットワーク内の通信端末からパケットが送られてきた場合、通過条件情報に基づいて、当該パケットの通過可否を中継装置が判断するステップと、

通過可否の判断に基づいて、第2のネットワーク内の通信端末からのパケットを中継装置が通過あるいは破棄するステップとを備える。

【0017】

上記第1の発明によれば、中継装置に対して、他のネットワークとのアクセスに関連する情報が入力された場合、通信経路を解釈して、少なくとも当該通信経路を確保し得る通過条件情報を自動的に作成され、当該通過条件情報に基づいて、中継装置がパケットの通過を制限することとなる。したがって、ユーザが、中継装置に対して、わざわざ、パケットフィルタやファイアウォール等の設定しなくても、自動的に設定されることとなるので、ユーザ設定の煩わしさが解消されることとなる。

【0018】

また、通信端末からアクセスに関連する情報が入力されるたびに、中継装置は、通過条件情報を作成することとなるので、所望の通信経路に応じて、通過条件情報が動的に設定されることとなる。

【0019】

第2の発明は、第1の発明に従属する発明であって、通過条件情報を中継装置が作成するステップでは、アクセスに関連する情報を入力した通信端末から通知されるパラメータに基づいて通信経路を解釈し、必要に応じて、第1のネットワーク内に存在する通信端末から情報を取得することによって、通過条件情報を作成することを特徴とする。

【0020】

上記第2の発明によれば、通過条件情報に必要な情報を、アクセスに関連する情報を入力した通信端末または第1のネットワーク内に存在する通信端末から取得することとなるので、ユーザの意図を通過条件情報に反映させることが可能となる。

【0021】

第3の発明は、第2の発明に従属する発明であって、通過条件情報を中継装置が作成するステップでは、さらに、パラメータで指定されているポート番号宛への最初のパケットの送信元を、第2のネットワークと交信可能な通信端末として、通過条件情報を作成することを特徴とする。

【0022】

通常、アクセスに関連する情報の入力があった直後に送られてくるパケットは、中継して欲しい通信端末から送られてきたものである場合が多い。

上記第3の発明によれば、最初に送られてくるパケットの送信元を交信可能な通信端末とするので、中継を要求しているユーザの意図を通過条件情報に反映させることが可能となる。

【0023】

第4の発明は、第2の発明に従属する発明であって、通過条件情報を中継装置が作成するステップでは、さらに、パラメータで指定されているポート番号を参照して、第2のネットワーク内に存在する任意の通信端末が交信相手を限定しているか否かを判断し、その判断結果に基づいて、通過条件情報を作成することを特徴とする。

【0024】

上記第4の発明によれば、ポート番号を参照して交信相手を限定するか否かが判断される

10

20

30

40

50

ので、中継装置は、通信端末側で意図されている交信相手を認識することが可能となる。特に、通信端末が不特定多数の通信端末との通信を希望しているのか、あるいは、IP電話のように特定の通信端末との通信を希望しているのかを認識するのに有効である。

【0025】

第5の発明は、第2の発明に従属する発明であって、アクセスに関連する情報を入力した通信端末が、第2のネットワーク内に存在する自端末以外の通信端末について、アクセスに関連する情報を入力してきた場合、

通過条件情報を中継装置が作成するステップでは、さらに、アクセスに関連する情報を入力した通信端末が、自端末以外の通信端末の通信経路を指定できる権利を有しているか否かを判断して、当該権利を有している場合のみ、指定された自端末以外の通信端末に関する通過条件情報を作成することを特徴とする。 10

【0026】

上記第5の発明によれば、一定の権利を有している通信端末に対しては、他の通信端末に関する通信経路を設定させることができ、それに伴って、中継装置は、通過条件情報を設定する。

【0027】

第6の発明は、第2の発明に従属する発明であって、通過条件情報を中継装置が作成するステップでは、さらに、アクセスに関連する情報を入力した通信端末が、自端末についての通信経路を指定してきた場合のみ、通過条件情報を作成することを特徴とする。

【0028】

上記第6の発明によれば、自端末の通信経路しか設定できず、結果、自端末の通信条件情報をのみが設定されることとなるので、不正な通信条件情報を設定を防止することが可能となる。 20

【0029】

第7の発明は、第1の発明に従属する発明であって、さらに、通信経路が確保されている第2のネットワーク内の通信端末が通信不能であるか否かを中継装置が判断するステップと、

当該通信端末が通信不能であると判断された場合、当該通信端末に関する通過条件情報を中継装置が削除するステップとを備える。 30

【0030】

上記第7の発明によれば、通信端末が通信不能であれば、通過条件情報が削除されることとなるので、通過条件情報が不用意に長時間残り続けるのを防止することができ、不正アクセスの防止に貢献することが可能となる。

【0031】

第8の発明は、第1の発明に従属する発明であって、さらに、一定時間が経過したら通信条件情報を中継装置が削除するステップを備える。

【0032】

上記第8の発明によれば、一定時間が経過したら、強制的に通過条件情報が削除されることとなるので、通過条件情報が不用意に長時間残り続けるのを防止することができ、不正アクセスの防止に貢献することが可能となる。 40

【0033】

第9の発明は、第1の発明に従属する発明であって、さらに、通信経路が確保されている第2のネットワーク内の通信端末が再起動したか否かを中継装置が判断するステップと、当該通信端末が再起動したと判断された場合、当該通信端末に関する通過条件情報を削除すべきか否かを中継装置が判断するステップと、

削除すべきと判断された場合、当該通過条件情報を中継装置が削除するステップとを備える。

【0034】

上記第9の発明によれば、通信端末が再起動するたびに、通過条件情報を削除するか否かを判断することとなるので、通過条件情報が不用意に長時間残り続けるのを防止すること 50

ができ、不正アクセスの防止に貢献することが可能となる。

【0035】

第10の発明は、第1の発明に従属する発明であって、さらに、通信経路が確保されている第2のネットワーク内の通信端末の運用状態を監視するステップと、

運用状態の監視結果に応じて、当該通信端末に関する通過条件情報を削除するステップとを備える。

【0036】

上記第10の発明によれば、通過条件情報が不用意に長時間残り続けるのを防止することができ、不正アクセスの防止に貢献することが可能となる。

【0037】

第11の発明は、第10の発明に従属する発明であって、運用状態を監視するステップでは、ARP (Address Resolution Protocol)、ping (Packet Internet Groper) もしくは DHCP (Dynamic Host Configuration Protocol) またはこれらの組み合わせによって、通信経路が確保されている第2のネットワーク内の通信端末の運用状態を監視することを特徴とする。

【0038】

上記第11の発明によれば、一般的な規格で用いられているコマンドを用いて、運用状態を監視することが可能となるので、通過条件情報の削除機能を中継装置で容易に実装することができる。

【0039】

第12の発明は、第1の発明に従属する発明であって、さらに、アクセスに関連する情報を入力した通信端末の運用状態を監視するステップと、

運用状態の監視結果に応じて、通信経路が確保されている第2のネットワーク内の通信端末に関する通過条件情報を削除するステップとを備える。

【0040】

上記第12の発明によれば、通過条件情報が不用意に長時間残り続けるのを防止することができ、不正アクセスの防止に貢献することが可能となる。

【0041】

第13の発明は、第12の発明に従属する発明であって、運用状態を監視するステップでは、ARP (Address Resolution Protocol)、ping (Packet Internet Groper) もしくは DHCP (Dynamic Host Configuration Protocol) またはこれらの組み合わせによって、アクセスに関連する情報を入力した通信端末の運用状態を監視することを特徴とする。

【0042】

上記第13の発明によれば、一般的な規格で用いられているコマンドを用いて、運用状態を監視することが可能となるので、通過条件情報の削除機能を中継装置で容易に実現することができる。

【0043】

第14の発明は、第1～13の発明のいずれかの通信方法をコンピュータ装置で実行するための通信プログラムである。

【0044】

上記第14の発明の通信プログラムをゲートウェイやルータ等の汎用の中継装置にインストールすれば、本発明の通信方法を実現することが可能となる。

【0045】

第15の発明は、複数のネットワークの境界に配置されており、任意の第1のネットワークから任意の第2のネットワークへ向けて送信されたパケットの通過を制限しながらパケットを中継する中継装置であって、

第2のネットワーク内に存在する任意の通信端末から第1のネットワーク内に存在する通

10

20

30

40

50

信端末との間のアクセスに関連する情報が入力された場合、当該アクセスに関連する情報から把握される第1および第2のネットワーク間の通信経路を解釈し、少なくとも当該通信経路を確保し得るパケット通過条件情報を作成する通過条件情報作成手段と、

第2のネットワーク内の通信端末からパケットが送られてきた場合、通過条件情報作成手段が作成した通過条件情報に基づいて、当該パケットの通過可否を判断する通過可否判断手段と、

通過可否判断手段の判断に基づいて、第2のネットワーク内の通信端末からのパケットを通過あるいは破棄する通過制御手段とを備える。

【0046】

第16の発明は、第15の発明に従属する発明であって、通過条件情報作成手段は、アクセスに関連する情報を入力した通信端末から通知されるパラメータに基づいて通信経路を解釈し、必要に応じて、第1のネットワーク内に存在する通信端末から情報を取得することによって、通過条件情報を作成することを特徴とする。 10

【0047】

第17の発明は、第16の発明に従属する発明であって、通過条件情報作成手段は、さらに、パラメータで指定されているポート番号宛への最初のパケットの送信元を、第2のネットワークと交信可能な通信端末として、通過条件情報を作成することを特徴とする。

【0048】

第18の発明は、第16の発明に従属する発明であって、通過条件情報作成手段は、さらに、パラメータで指定されているポート番号を参照して、第2のネットワーク内に存在する任意の通信端末が交信相手を限定しているか否かを判断し、その判断結果に基づいて、通過条件情報を作成することを特徴とする。 20

【0049】

第19の発明は、第16の発明に従属する発明であって、アクセスに関連する情報を入力した通信端末が、第2のネットワーク内に存在する自端末以外の通信端末について、アクセスに関連する情報を入力してきた場合、

通過条件情報作成手段は、さらに、アクセスに関連する情報を入力した通信端末が、自端末以外の通信端末の通信経路を指定できる権利を有しているか否かを判断して、当該権利を有している場合のみ、指定された自端末以外の通信端末に関する通過条件情報を作成することを特徴とする。 30

【0050】

第20の発明は、第16の発明に従属する発明であって、通過条件情報作成手段は、さらに、アクセスに関連する情報を入力した通信端末が、自端末についての通信経路を指定してきた場合のみ、通過条件情報を作成することを特徴とする。

【0051】

第21の発明は、第15の発明に従属する発明であって、さらに、通信経路が確保されている第2のネットワーク内の通信端末が通信不能であるか否かを中継装置が判断する通信不能判断手段と、

通信不能判断手段によって当該通信端末が通信不能であると判断された場合、当該通信端末に関する通過条件情報を削除する通過条件情報削除手段とを備える。 40

【0052】

第22の発明は、第15の発明に従属する発明であって、さらに、一定時間が経過したら通信条件情報を削除する通過条件情報削除手段を備える。

【0053】

第23の発明は、第15の発明に従属する発明であって、さらに、通信経路が確保されている第2のネットワーク内の通信端末が再起動したか否かを中継装置が判断する再起動判断手段と、

再起動判断手段によって当該通信端末が再起動したと判断された場合、当該通信端末に関する通過条件情報を削除すべきか否かを判断する削除判断手段と、

削除判断手段によって削除すべきと判断された場合、当該通過条件情報を削除する通過条 50

件情報削除手段とを備える。

【0054】

第24の発明は、第15の発明に従属する発明であって、さらに、通信経路が確保されている第2のネットワーク内の通信端末の運用状態を監視する運用状態監視手段と、運用状態監視手段の監視結果に応じて、当該通信端末に関する通過条件情報を削除する通過条件情報削除手段とを備える。

【0055】

第25の発明は、第24の発明に従属する発明であって、運用状態監視手段は、ARP (Address Resolution Protocol)、ping (Packet Internet Groper) もしくは DHCP (Dynamic Host Configuration Protocol) またはこれらの組み合わせによって、通信経路が確保されている第2のネットワーク内の通信端末の運用状態を監視することを特徴とする。
10

【0056】

第26の発明は、第15の発明に従属する発明であって、さらに、アクセスに関連する情報を入力した通信端末の運用状態を監視する運用状態監視手段と、運用状態監視手段の監視結果に応じて、通信経路が確保されている第2のネットワーク内の通信端末に関する通過条件情報を削除する通過条件情報削除手段とを備える。

【0057】

第27の発明は、第26の発明に従属する発明であって、運用状態監視手段は、ARP (Address Resolution Protocol)、ping (Packet Internet Groper) もしくは DHCP (Dynamic Host Configuration Protocol) またはこれらの組み合わせによって、アクセスに関連する情報を入力した通信端末の運用状態を監視することを特徴とする。
20

【0058】

第15～第27の発明によって得られる効果は、第1～第13の発明によって得られる効果と同様である。

【0059】

【発明の実施の形態】

図1は、本発明の実施形態に係るシステム全体の構成ならびにリモートPC110、ゲートウェイ120およびローカルPC130の構成を示す図である。図1において、当該システムは、インターネット100に接続されたリモートPC110と、インターネット100およびローカルネットワーク101に接続されたゲートウェイ120と、ローカルネットワーク101に接続されたローカルPC130とを備える。
30

【0060】

なお、図1では、インターネット100に接続されるリモートPC110を一つだけ示したが、一つ以上であってもよく、さらに、PC以外のネットワーク通信端末が接続されていてもよい。また、ローカルネットワーク101に接続されるローカルPC130を一つだけ示したが、一つ以上であってもよく、さらに、PC以外のネットワーク対応家電やネットワーク通信端末が接続されていてもよい。また、ここでは、二つのネットワーク(インターネットおよびローカルネットワーク)についての構成を示しているが、三つ以上のネットワーク(ローカルまたはグローバルを問わない)を含む構成であってもよい。
40

【0061】

ゲートウェイ120には、グローバルIPアドレスとして、“IPwan”が割り当てられているとする。リモートPC110には、グローバルIPアドレスとして、“IPremote”が割り当てられているとする。以下、リモートPC110のIPアドレスと言った場合、グローバルIPアドレスのことを言うものとする。ローカルPC130には、プライベートIPアドレスとして、“IPlocal”が割り当てられているとする。

【0062】

ゲートウェイ120は、インターネット100とローカルネットワーク101との境界に
50

配置されている中継装置である。ローカルPC130およびリモートPC110は、ゲートウェイ120を介して、相互に通信する。

【0063】

当該システムは、ゲートウェイ120に設定されているNAPTをローカルPC130から遠隔制御するためのインターフェイスとして、UPnPにおけるIGDを用いる。

【0064】

ゲートウェイ120は、外部通信部121と、制御部122と、内部通信部123と、メモリ124とを含む。メモリ124には、NAPTエントリデータ（以下、単に、NAPTエントリという）と、PF(Packet Filter)エントリデータ（以下、単に、PFエントリという）と、IP/MAC対応テーブルとが格納されている。

10

【0065】

NAPTエントリは、NATとしてプライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとを対応付けるテーブルであると共に、ポート毎にプライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとを対応付けるテーブルである。NAPTが設定されることによって、リモートPC110とローカルPC130とのピア・ツー・ピア通信がポートを介して可能となる。

【0066】

PFエントリは、インターネット100上の通信端末から送られてくるパケットをローカルネットワーク101に通過させてよいか否かの通過条件情報を定めるテーブルであり、具体的には、ローカルネットワーク101上の通信端末宛に通過させてよいパケットの送信元グローバルIPアドレスを設定している。

20

【0067】

IP/MAC対応テーブルは、ローカルネットワーク101上の通信端末についてのプライベートIPアドレスとMACアドレスとを対応付けるテーブルである。

【0068】

外部通信部121は、インターネット100を介して、制御部122とリモートPC110とが通信するための通信装置である。内部通信部123は、ローカルネットワーク101を介して、制御部122とローカルPC130とが通信するための通信装置である。

【0069】

制御部122は、ローカルネットワーク101に接続されている通信端末（ローカルPC130やその他の通信端末等）の起動時に、IP/MAC対応テーブルを作成し、メモリ124に格納する。

30

【0070】

制御部122は、UPnPにおけるIGD機能を有し、ローカルPC130との間でIGD仕様による通信を行い、ローカルPC130からの要求に応じてNAPTエントリを作成し、メモリ124に格納する。制御部122は、NAPTエントリを参照することによって、ポートが指定されているローカルPC130のグローバルIPアドレスをポートが指定されているプライベートIPアドレスに変換する。

【0071】

制御部122は、ローカルPC130からNAPTエントリの要求、すなわち、インターネット100との間の通信経路に関する情報が入力された場合、PFエントリを作成し、メモリ124に格納する。制御部122は、作成したPFエントリに基づいて、リモートPC110からのパケットを通過するか否かを判断し、リモートPC110とローカルPC130との通信を実現する。

40

【0072】

制御部122は、上記機能を有するプログラムがマスクされているLSI等である。なお、制御部122は、上記機能を有するプログラムを記録装置（図示せず）から読み込んで実行するような汎用のCPU（図示せず）であってもよい。上記機能については、後述の動作説明により明らかとなる。

【0073】

50

リモート P C 1 1 0 は、通信部 1 1 1 と、制御部 1 1 2 と、記録部 1 1 3 とを含む。記録部 1 1 3 には、T C P / I P をプロトコルとする通信アプリケーションが格納されている。制御部 1 1 2 は、記録部 1 1 3 に格納されている通信アプリケーションを実行することによって、リモート P C 1 1 0 の動作を制御する。

【 0 0 7 4 】

ローカル P C 1 3 0 は、通信部 1 3 1 と、制御部 1 3 2 と、記録部 1 3 3 とを含む。記録部 1 3 3 には、I G D 仕様によってゲートウェイ 1 2 0 と通信するためのアプリケーション（以下、I G D 対応通信アプリケーションという）が格納されている。制御部 1 3 2 は、記録部 1 3 3 に格納されているI G D 対応通信アプリケーションを実行することによって、ローカル P C 1 3 0 の動作を制御する。

10

【 0 0 7 5 】

図 2 は、本実施形態に係るシステムにおいて、ローカル P C 1 3 0 とリモート P C 1 1 0 との間で通信を行う場合のシステム全体の動作を示す図である。以下、図 2 を参照しながら、システム全体の動作について説明する。

【 0 0 7 6 】

まず、初期設定として、ゲートウェイ 1 2 0 の制御部 1 2 2 は、ローカル P C 1 3 0 またはゲートウェイ 1 2 0 に接続されているその他の機器が起動し、これらがゲートウェイ 1 2 0 に対してD H C P (D y n a m i c H o s t C o n f i g u r a t i o n P r o t o c o l) によるプライベート I P アドレスの割当てを要求してきた際に、これらの機器に対してプライベート I P アドレスを割り当て、当該機器の M A C アドレスを取得して、I P / M A C 対応テーブルを作成し、メモリ 1 2 4 に格納する（ステップ S 2 0 0 ）。

20

【 0 0 7 7 】

I G D 対応通信アプリケーションを実行中のローカル P C 1 3 0 は、インターネット 1 0 0 上の通信端末と通信がしたい場合、インターネット 1 0 0 とのアクセスに必要な通信経路に関する情報として、“ゲートウェイの外向けポート番号”、“ローカル P C 1 3 0 のプライベート I P アドレス”、“ローカル P C 1 3 0 のポート番号”、“リモート P C の I P アドレス”、“通信プロトコル”、および“N A P T エントリの有効期限”の 6 つのパラメータをゲートウェイ 1 2 0 に送信し、N A P T の設定を要求する（ステップ S 2 0 1 ）。

30

【 0 0 7 8 】

なお、リモート P C 1 1 0 以外の通信端末と通信したい場合、ローカル P C 1 3 0 は、当該通信端末の I P アドレスを指定する。なお、ローカル P C 1 3 0 は、インターネット 1 0 0 上の通信端末の I P アドレスが分からぬ場合がある。このような場合、ローカル P C 1 3 0 は、インターネット 1 0 0 上のサーバ（図示せず）から、インターネット 1 0 0 上の通信端末の I P アドレスを取得する。または、ローカル P C 1 3 0 は、I P アドレスを直接取得せずに、当該サーバを経由してインターネット 1 0 0 上の通信端末にパケットが届くような情報をパケットのデータ部分に格納して送信する。本実施形態では、ローカル P C 1 3 0 の I P アドレスを直接指定する方法を用いてもよいし、サーバ経由でローカル P C 1 3 0 にパケットを送信する方法を用いてもよい。

40

【 0 0 7 9 】

このようなパラメータの設定は、I G D 対応通信アプリケーションに依存する。I G D 対応通信アプリケーションは、ユーザの入力に応じてパラメータを設定してもよいし、自動的にパラメータを設定してもよい。本実施形態におけるゲートウェイ 1 2 0 は、I G D 対応通信アプリケーションが如何なる方法で N A P T の設定を要求したとしても、ファイアウォールを提供できる。

【 0 0 8 0 】

ゲートウェイ 1 2 0 の制御部 1 2 2 は、N A P T 設定要求を受け取ると、受け取ったパラメータに基づいて、インターネット 1 0 0 とローカルネットワーク 1 0 1 との間の通信経路を解釈して N A P T エントリを作成し、メモリ 1 2 4 に格納する（ステップ S 2 0 2 ）

50

。

【0081】

次に、制御部122は、解釈した通信経路に基づいて、PFエントリを作成し、メモリ124に格納する(ステップS203)。具体的には、制御部122は、“リモートPCのIPアドレス”と、“ゲートウェイの外向けポート番号”、“ローカルPC130のプライベートIPアドレス”、“ローカルPC130のポート番号”、および“通信プロトコル”とを対応つけることによって、PFエントリを作成する。

【0082】

その後、通信アプリケーションを実行中のリモートPC110は、通信データを含むパケットをローカルPC130宛に送信する(ステップS204)。

【0083】

ゲートウェイ120の制御部122は、リモートPC110から送信されてくるパケットを受信し、当該パケットのヘッダを参照し、必要に応じて、PFエントリを再設定する(ステップS205)。PFエントリの設定または再設定によって、パラメータに基づいて解釈された通信経路を少なくとも確保するリモートPC110とローカルPC130との間の通信経路がPFエントリに設定されることとなる。

【0084】

次に、制御部122は、NAPTエントリを参照して、ローカルPC130のプライベートIPアドレスを取得し、PFエントリを参照して、当該パケットをローカルPC130宛に通過させて良いか否かを判断し、通過させて良い場合、ローカルPC130に対して、当該パケットを送信する(ステップS206)。

【0085】

次に、ローカルPC130は、ゲートウェイ120から送られてくるパケットを受信する(ステップS207)。

【0086】

その後、リモートPC110は、ローカルPC130宛のパケットを送信したり、あるいはローカルPC130からのパケットを受信したりして(ステップS208)、処理を終了する。

【0087】

ゲートウェイ120の制御部122は、リモートPC110からのパケットを受信し、NAPTエントリを参照して、当該パケットの宛先であるローカルPC130のプライベートIPアドレスを取得し、PFエントリを参照して、当該パケットをローカルPC130宛に通過させて良いか否かを判断し、通過させて良い場合、当該パケットをローカルPC130に送信する(ステップS209)。あるいは、ゲートウェイ120の制御部122は、ローカルPC130からのパケットを受信してリモートPC110に送信して(ステップS209)、処理を終了する。

【0088】

ローカルPC130は、ゲートウェイ120を介して送られてくるリモートPC110からのパケットを受信したり、あるいはリモートPC110宛のパケットをゲートウェイ120に送信したりして(ステップS210)、処理を終了する。ステップS208～S210の処理によって、ローカルPC130とリモートPC110とのピア・ツー・ピア通信が可能となる。

【0089】

図3は、NAPTエントリを設定するときのゲートウェイ120の動作を示すフローチャートである。図3に示すフローチャートは、図2におけるステップS202を詳細に示したものである。以下、図3を参照しながら、NAPTエントリを作成するときのゲートウェイ120の動作について説明する。

【0090】

まず、ゲートウェイ120の制御部122は、ローカルPC130からNAPTの設定要求があるか否かを判断する(ステップS301)。NAPTの設定要求がない場合、制御

10

20

30

40

50

部122は、ステップS301の動作に戻る。一方、NAPTの設定要求がある場合、制御部122は、ステップS302の動作に進む。

【0091】

ローカルPC130は、NAPTの設定要求を行う場合、パラメータ（たとえば、（PortG, IPlocal, PortL, *, TCP, 3600））をゲートウェイ120に送信する。ここで、“PortG”は、ゲートウェイの外向けポート番号を示す。“IPlocal”は、ローカルPCのプライベートIPアドレスを示す。“PortL”は、ローカルPCのポート番号を示す。“*”は、リモートPCのIPアドレスとして任意のアドレスを指定することを意味する。最後から二つ目のパラメータ“TCP”は、ローカルPCとリモートPCとが通信する際に使用するプロトコルである。最後のパラメータ“3600”は、NAPTエントリの有効期限が3600秒であることを示す。10

【0092】

ステップS302において、制御部122は、NAPTの設定を要求してきたローカルPC130のプライベートIPアドレスおよびMACアドレスを、NAPT設定要求パケットのヘッダ部から取得する（ステップS302）。次に、制御部122は、初期設定時（ステップS200参照）に作成したIP/MAC対応テーブルを参照し、ステップS302で取得したプライベートIPアドレスおよびMACアドレスがIP/MAC対応テーブルの内容と一致しているか否かを判断する（ステップS303）。

【0093】

一致しない場合、制御部122は、NAPTエントリの設定を許可しない旨をローカルPC130に通知し（ステップS304）、処理を終了する。一方、一致する場合、制御部122は、ステップS305の動作に進む。20

【0094】

ステップS305において、制御部122は、ローカルPC130から送られてくるパラメータを参照して、“ローカルPCのプライベートIPアドレス”を取得する（ステップS305）。

【0095】

次に、制御部122は、ステップS302においてローカルPC130から直接取得したプライベートIPアドレスと、パラメータから取得したローカルPCのIPアドレスとを比較し、これらが一致しているか否かを判断する（ステップS306）。これは、ローカルPC130が、自機器以外の機器のNAPTエントリを要求していないことを確認するための処理である。30

【0096】

IPアドレスが一致しない場合、制御部122は、ステップS304の動作に進み、不許可を通知して、処理を終了する。一方、IPアドレスが一致する場合、制御部122は、ローカルPC130から受け取ったパラメータに基づいて、NAPTエントリを作成してメモリ124に格納し（ステップS307）、処理を終了する。

【0097】

図4は、PFエントリを設定するときのゲートウェイ120の動作を示すフローチャートである。図4は、図2におけるステップS203およびS205の動作を詳細に示したフローチャートである。以下、図4を参照しながら、PFエントリを設定するときのゲートウェイ120の動作について説明する。40

【0098】

ゲートウェイ120の制御部122は、NAPTエントリで用いたパラメータと同じパラメータを利用して、PFエントリを作成し、メモリ124に格納する（ステップS401）。

【0099】

たとえば、ローカルPC130が、NAPT設定要求のためのパラメータとして、（PortG, IPlocal, PortL, *, TCP, 3600）をゲートウェイ120に送信したとする。IGD対応通信アプリケーションの種類によっては、上記パラメータの50

ように、リモートP CのIPアドレスを“*”として任意のものであると指定する場合がある。リモートP CのIPアドレスが任意の場合、“Port G”宛のパケットが全てローカルP C 130に送られることとなる。これでは、不都合が生じる場合がある。

【0100】

そのため、制御部122は、ローカルP C 130から送られてきたパラメータに含まれるローカルP Cのポート番号を参照して、ローカルP C 130がIP電話のようにピア・ツー・ピアで通信をしようとしているのか、それとも多数のクライアントからの接続を待っているのか、どちらであるのかを判断する(ステップS402)。

【0101】

具体的には、制御部122は、ウェルノウンポート番号およびそのサービスの一覧のテーブルをメモリ124に格納しておき、当該テーブルを参照して、ステップS402の判断を行う。ローカルP C 130からのパラメータに含まれているポート番号が80番のHTTPなどのように多数のクライアントが接続するサービスを示しているのであれば、制御部122は、ローカルP C 130が多数のクライアントからの接続を待っていると判断する。

【0102】

ステップS402において、多数のクライアントからの接続を待っていると判断した場合、制御部122は、PFエントリの設定をそのままの状態にして、処理を終了する。

【0103】

一方、ピア・ツー・ピアで通信しようとしていると判断した場合、制御部122は、パラメータを参照して、リモートP CのIPアドレスが指定されているか否かを判断する(ステップS403)。リモートP CのIPアドレスが指定されている場合、PFエントリには、既にリモートP CのIPアドレスが設定されていることとなるので、制御部122は、PFエントリの設定をそのままの状態にして、処理を終了する。一方、リモートP CのIPアドレスが指定されていない場合、制御部122は、ステップS404の動作に進む。

【0104】

上記一例で示したパラメータ“*”のように、リモートP CのIPアドレスが指定されていない場合、アクセス可能なリモートP Cを制限する必要がある。そのため、制御部122は、“Port G”宛に最初に送信されたパケットのヘッダを参照し、送信元であるリモートP CのIPアドレス“IP remote”を取得する(ステップS404)。次に、制御部122は、取得したリモートP CのIPアドレスをPFエントリに登録することによって、PFエントリを再設定し(ステップS405)、処理を終了する。

【0105】

たとえば、再設定後、制御部122は、“Port G”宛のパケットのうち、IPアドレスが“IP remote”的リモートP C 110からのパケットのみを通過し、それ以外の外部通信端末からのパケットを破棄する。

【0106】

このように、本実施形態に係るシステムでは、ローカルP C 130がIGD対応通信アプリケーションを実行しNAPTエントリの設定を要求した場合、すなわち、ローカルP C 130がローカルネットワーク101とインターネット100との間のアクセスに関連する情報をゲートウェイ120に入力した場合、ゲートウェイ120は、要求されている通信経路を解釈して、少なくとも当該通信経路を確保し得る通信条件情報をPFエントリとして、自動的に作成する。ゲートウェイ120は、その後の通信において、PFエントリを参照して外部端末からのパケットを通過するか否かを判断し、通過可能なパケットのみをローカルP C 130に送信する。したがって、ユーザが、ゲートウェイ120でファイアウォールに関する情報を設定しなくても、自動的にゲートウェイがファイアウォールに必要な設定を行うこととなる。

【0107】

また、ローカルP C 130からパケットのNAPTの設定要求がなされるたびに、ゲート

10

20

30

40

50

ウェイ120は、PFエントリを作成することとなるので、ローカルPC130の要求に応じて、PFエントリを動的に設定することが可能となる。

【0108】

なお、本実施形態では、インターネット100からローカルネットワーク101へのアクセス制限についてのみ説明したが、ゲートウェイ120は、二つのローカルネットワークの境界に配置されており、互いのローカルネットワーク間でのアクセス制限を行うようにPFエントリを設定するようにしてもよい。

【0109】

なお、本実施形態では、パケットの中継装置として、ゲートウェイを用いることとしたが、ルータ等の中継装置であってもよい。

10

【0110】

なお、本実施形態では、ゲートウェイ120のポートに最初に送られてきたパケットの送信元IPアドレスに基づいて、PFエントリを作成することとした。しかし、最初に送られてくるパケットの判断基準としては、ゲートウェイ120のポートに限られるものではない。ゲートウェイ120は、ローカルPC130との対応が分かる情報、たとえば、ローカルPC130宛の最初のパケットの送信元IPアドレスに基づいて、PFエントリを作成してもよい。

【0111】

なお、本実施形態では、通信形態を判断する場合（ステップS402参照）、ウェルノウンポート番号とそのサービス一覧とのテーブルを制御部122のメモリ124に格納し、当該テーブルを参照して判断することとしたが、ウェルノウンポートに限定されるものではなく、独自に規定したものを制御部122のテーブルに登録して判断するようにしてもよい。

20

【0112】

なお、上記実施形態では、UPnPにおけるIGDを用いて、ゲートウェイ120とローカルPC130との間で通信を行うこととしているが、IGDに限られるものではなく、遠隔からゲートウェイのNAPTを操作できる仕様を用いた通信であれば、他の仕様であってもよい。

【0113】

なお、上記実施形態では、ローカルPC130のIGD対応通信アプリケーションがNAPTエントリの設定要求を行う場合、ゲートウェイ120は、当該ローカルPC130以外の機器についてのNAPTエントリの設定要求を拒否することとした（図3ステップS306参照）。しかし、これは本発明の一実施形態であり、これに限られるものではない。制御部122は、ローカルPC130のアドレス情報と要求したNAPTエントリの情報とを用いて、より詳細なNAPT設定についての制限を加えてもよいことは、言うまでもない。

30

【0114】

たとえば、制御部122は、NAPT設定を要求してきたローカルPCをアドレス情報によって識別し、他機器のNAPT設定を行う権利を有しているローカルPCであるか否かを判断して、当該権利を有している場合、NAPT設定を行うようにしてもよい。

40

【0115】

また、制御部122は、NAPT設定パラメータ（ゲートウェイの外向けポート番号、ローカルPCのプライベートIPアドレス、ローカルPCのポート番号、リモートPCのIPアドレス、通信プロトコル、NAPTエントリの有効期限）の各要素、あるいはその組み合わせと、要求送信元のローカルPCのアドレス情報とによって、ローカルPCに他機器のNAPT設定の権利があるか否かを判断して、他機器のNAPTを設定してもよい。

【0116】

（NAPTエントリおよびPFエントリの削除について）

ローカルPC130がNAPTエントリの設定要求の際に送信するパラメータにおいて、NAPTエントリの有効期限が“0”であると指定されている場合、作成されたNAPT

50

エントリおよびP Fエントリが、ゲートウェイ120のメモリ124上に残り続ける場合がある。

【0117】

図5は、N A P TエントリおよびP Fエントリが残り続けることを防止するために行われる削除処理の一例を実行したときのゲートウェイ120の動作を示すフローチャートである。以下、図5を参照しながら、N A P Tエントリが残り続けることを防止するための削除処理について説明する。以下で説明する削除処理は、ゲートウェイ120の制御部122において、他の処理と並行して行われている。

【0118】

まず、制御部122は、N A P TエントリおよびP Fエントリの設定を行ったか否かを、N A P Tエントリに登録されているリモートP C毎に判断する（ステップS501）。N A P TエントリおよびP Fエントリの設定を行っていない場合、制御部122は、ステップS501の動作に戻る。一方、N A P TエントリおよびP Fエントリの設定を行っている場合、制御部122は、現在の時刻を取得する（ステップS502）。

【0119】

次に、制御部122は、一定時間が経過しているか否かを判断する（ステップS503）。経過していない場合、制御部122は、ステップS503の動作に戻る。

【0120】

一方、経過している場合、制御部122は、N A P Tエントリを参照して、ローカルP C130のプライベートIPアドレスを取得し、当該ローカルP C130に対して、たとえばping(Packet Internet Groper)コマンドなどを用いて、生存確認を問い合わせる（ステップS504）。

【0121】

次に、制御部122は、生存確認の問い合わせに対して、ローカルP C130からの応答があるか否かを判断する（ステップS505）。応答がある場合、制御部122は、経過時刻をリセットして、ステップS502の動作に戻る。一方、応答がない場合、制御部122は、ローカルP C130は通信不能な状態であると判断して、当該ローカルP C130に対応するN A P TエントリおよびP Fエントリを削除し（ステップS506）、処理を終了する。

【0122】

このように、N A P TエントリおよびP Fエントリを必要に応じて、定期的に削除することによって、長期に渡って、N A P TエントリおよびP Fエントリが残り続けることを防止することが可能となる。結果、N A P TエントリおよびP Fエントリが残り続けることによる弊害（たとえば、外部からの不正アクセスによって不正侵入）を防止することが可能となる。

【0123】

なお、上記では、N A P TエントリおよびP Fエントリの両方を削除することしたが、どちらか一方、たとえば、P Fエントリのみを削除するようにしてもよい。

【0124】

なお、ローカルP Cが運用状態を監視する方法として、pingコマンドによる応答の有無を用いることとしたが、pingコマンドでなくても、なんらかの応答が返ってくる方法を用いるのであれば、何でもよい。たとえば、N A P Tエントリの設定を要求したローカルP Cが通信可能な状態であるかをARP(Address Resolution Protocol)、pingもしくはDHCPまたはこれらの組み合わせにより運用状態を監視し、通信不能と判断した場合に、そのローカルP Cに対応するN A P TエントリおよびP Fエントリを削除するようにしてもよい。

【0125】

なお、上記では、ステップS504において、N A P Tエントリの設定を要求したローカルP C130の運用状態を監視することとしたが、ローカルP C130が他の通信端末のN A P Tエントリの設定を要求した場合、当該他の通信端末の運用状態を監視するよう

10

20

30

40

50

してもよい。

【0126】

図6は、NAPTエントリおよびPFエントリが残り続けることを防止するために行われる削除処理の他の例を実行したときのゲートウェイ120の動作を示すフローチャートである。図6に示すように、制御部122は、NAPTエントリおよびPFエントリを設定したか否かを判断した後(ステップS601)、現在の時刻を取得して(ステップS602)、一定時間(例えば24時間)が経過しているか否かを判断し(ステップS603)、経過していればNAPTエントリおよびPFエントリを削除して(ステップS604)、処理を終了する。

【0127】

これにより、一定時間経過後に、自動的にNAPTエントリおよびPFエントリが削除されることとなる。

【0128】

なお、ここでは一定時間を24時間としているが、この時間はユーザのニーズに合わせて自由に設定できるようにしてよい。

【0129】

図7は、NAPTエントリおよびPFエントリが残り続けることを防止するために行われる削除処理の他の例を実行したときのゲートウェイ120の動作を示すフローチャートである。まず、制御部122は、NAPTエントリおよびPFエントリを設定したか否かを判断する(ステップS701)。次に、制御部122は、ローカルPC130のMACアドレスを取得する(ステップS702)。次に、制御部122は、取得したMACアドレスを設定したNAPTエントリと関連付けておくテーブルをメモリ124に格納する(ステップS703)。

【0130】

次に、制御部122は、DHCP再リクエスト要求を検出するか否かを判断する(ステップS704)。これは、ローカルPC130が、再起動時に、ゲートウェイ120に対して、DHCP再リクエストを要求するという機能を利用している。

【0131】

DHCP再リクエスト要求を検出しない場合、制御部122は、ステップS704の動作に戻る。一方、DHCP再リクエスト要求を検出した場合、制御部122は、リクエストしてきたローカルPCのMACアドレスを取得する(ステップS705)。

【0132】

次に、制御部122は、取得したMACアドレスに対応するNAPTエントリおよびPFエントリが存在するか否かを判断する(ステップS706)。存在する場合、制御部122は、当該NAPTエントリおよびPFエントリを削除して(ステップS707)、処理を終了する。一方、存在しない場合、制御部122は、そのまま処理を終了する。

【0133】

これにより、ローカルPCの起動時にNAPTエントリおよびPFエントリを削除するか否かを判断するので、長期間NAPTエントリおよびPFエントリが残り続けることを防止することが可能となる。

【0134】

なお、上記ステップS706以降では、MACアドレスと一致するNAPTエントリおよびPFエントリがある場合に、NAPTエントリを削除することとしたが、別に、一致するエントリがない場合に、NAPTエントリを削除するようにしてもよい。

【0135】

なお、上記では、ローカルPCの運用状態として、再起動の有無を判断することとしたが、別に、再起動以外の運用状態を判断するようにしてもよい。

【0136】

なお、上記では、ローカルPCが再起動したことを検出する方法として、DHCPリクエストを用いることとしているが、DHCPリクエストを検出する方法でなくても、ローカ

10

20

30

40

50

ルPCが再起動したことがわかる方法であれば、何でもよい。また、機器判別にMACアドレスを用いることとしているが、MACアドレスでなくても、機器を一意に識別するのであれば何でもよい。

【0137】

なお、上記では、ゲートウェイ120で自動的に作成されたNAPTエントリおよびPFエントリを削除の対象としたが、別に、ゲートウェイ120のユーザインターフェイスを利用してユーザが直接設定したNAPTエントリおよびPFエントリを削除の対象としてもよい。この場合も、ゲートウェイ120は、他の処理と並行して、図5～図7に示したような削除処理を行い、ユーザによって設定されたNAPTエントリおよびPFエントリを削除する。これにより、NAPTエントリおよびPFエントリが長時間残り続けることを防止することが可能となり、セキュリティーの向上につながる。当然、NAPTエントリまたはPFエントリのどちらか一方を削除の対象としてもよいことは、言うまでもない。たとえば、ゲートウェイ120は、ユーザが直接設定したNAPTエントリに対して、一定期間（たとえば、10日間）生存確認がとれないローカルPCに関するNAPTエントリおよびPFエントリを削除するようにしてよい。

10

20

30

40

【0138】

なお、本実施形態では、設定されたNAPTエントリを削除する方法として、3種類の方法（図5～図7参照）を挙げたが、この3種類のうち、いずれか2種類または3種類を組み合わせてNAPTエントリを削除するとしてもよい。

【0139】

なお、NAPTエントリおよびPFエントリの削除の条件としては、NAPTエントリの有効期限を永久とするものに限られず、ある一定時間がNAPTエントリの有効期限とするものも削除の対象としてよい。

20

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の実施形態に係るシステム全体の構成ならびにリモートPC110、ゲートウェイ120およびローカルPC130の構成を示す図である。

【図2】本実施形態に係るシステムにおいて、ローカルPC130とリモートPC110との間で通信を行う場合のシステム全体の動作を示す図である。

【図3】NAPTエントリを設定するときのゲートウェイ120の動作を示すフローチャートである。

30

【図4】PFエントリを設定するときのゲートウェイ120の動作を示すフローチャートである。

【図5】NAPTエントリおよびPFエントリが残り続けることを防止するために行われる削除処理の一例を実行したときのゲートウェイ120の動作を示すフローチャートである。

【図6】NAPTエントリおよびPFエントリが残り続けることを防止するために行われる削除処理の他の例を実行したときのゲートウェイ120の動作を示すフローチャートである。

【図7】NAPTエントリおよびPFエントリが残り続けることを防止するために行われる削除処理の他の例を実行したときのゲートウェイ120の動作を示すフローチャートである。

40

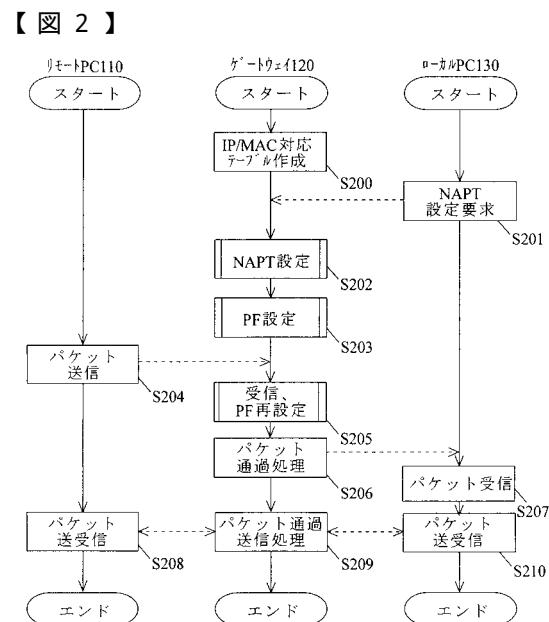
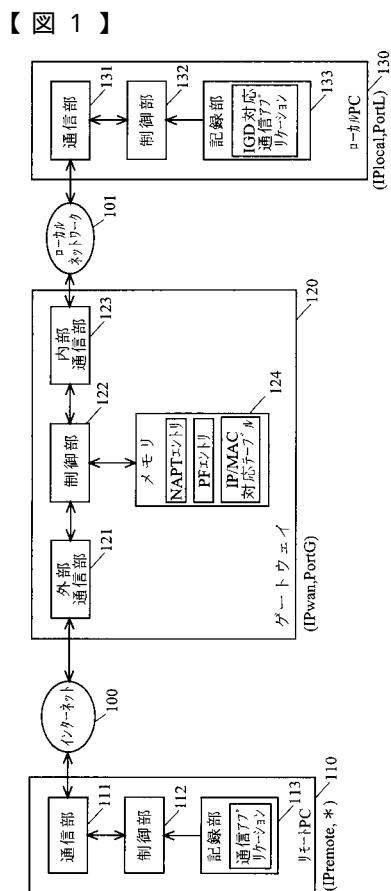
【図8】従来のシステムの構成を示す図である。

【符号の説明】

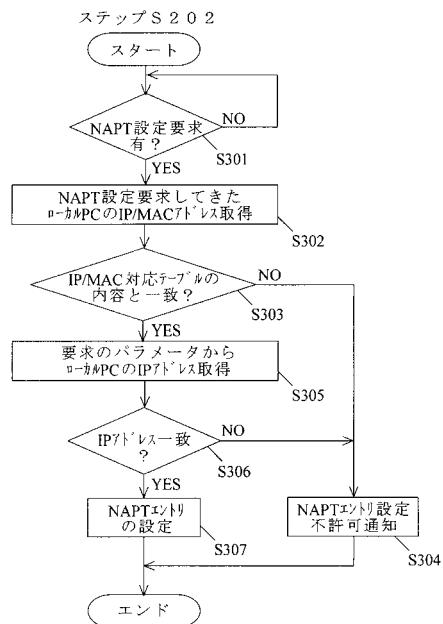
- 100 インターネット
- 101 ローカルネットワーク
- 110 リモートPC
- 111, 131 通信部
- 112, 132, 122 制御部
- 113, 133 記録部
- 120 ゲートウェイ

50

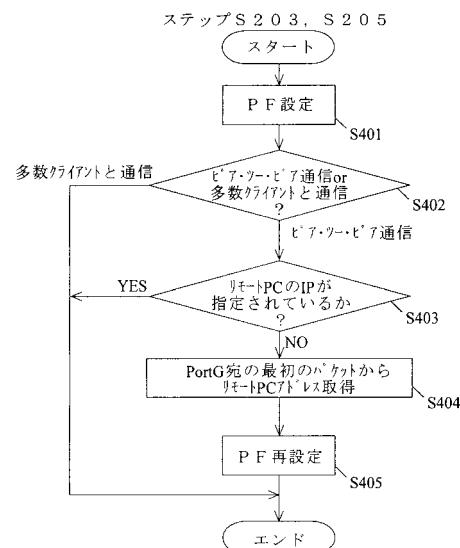
- 1 2 1 外部通信部
 1 2 3 内部通信部
 1 2 4 メモリ
 1 3 0 ローカルPC



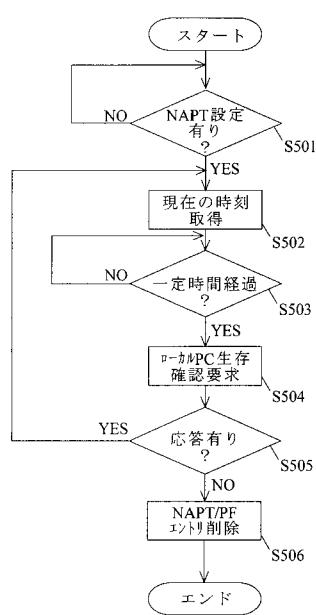
【図3】



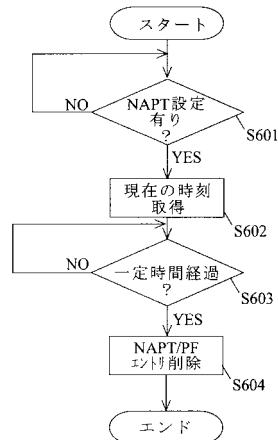
【図4】



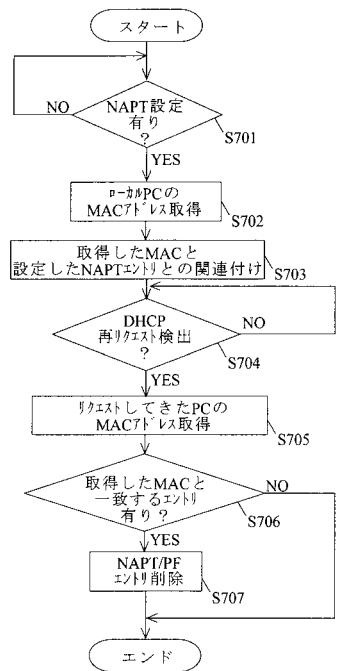
【図5】



【図6】



【図7】



【図8】

